

7.1
令和3年
(2021年)
No.901

広報ほっとなべ

http://www.kyotanabe.jp/



きょう

発行／京田辺市 | 配布期間：7月1日～7日

〒610-0393

京都府京田辺市田辺80

☎ 0774-63-1122 / FAX 0774-63-4781

FAXでも問い合わせを受け付けます

■主な内容

- 2-3 京田辺市展の出展作品を募集
- 4-5 【健康・福祉】ご用心！暮らしの中の事故
- 6-7 【お知らせ】【催し・募集】スクラム通信

高齢者と若者が同居する 新しい生活スタイル



部屋を貸したい・借りたい！

同居までのステップ

市・マッチング事業者へ連絡

マッチング事業者が訪問・面談

紹介スタート

お試し同居
お茶会・交流会
大学生らが訪問

ルールなどの相談・合意

契約・同居スタート

マッチング事業者がアフターケア

事業者がマッチング

同居・交流

「京田辺ソリデール」をご存じですか。

フランス語で「連帯」を意味する「ソリデール」。

部屋を抱える高齢者のお宅に大学生などの若者が同居し、互いに助け合って生活する新しいスタイルです。高齢者が若者に空き部屋を低廉賃で提供する代わりに、若者は高齢者の心の支えとなり、異世代交流も図れる次世代の暮らしのかたちです。

市は、「大学のあるまち」の特徴を生かし、マッチング事業者（京都高齢者生活協同組合くらしコーポ）と連携して、昨年度からマッチングに取り組んでいます。

■**生活スタイル**

基本的には、お互いの生活には干渉せず、個人の暮らしを互いに尊重しますが、朝夕のあいさつのほか、リビンググランで共に時間を過ごすこともあります。時には地域の行事に一緒に参加して、地域の良さを知つてもらうことも期待できます。

■**下宿**との違い

同居後もマッチング事業者がしっかりとサポートするので、お互い安心して生活できます。同居を始められます。

Q：どのような人が対象ですか？

部屋の貸主は55歳以上のみで構成する世帯が対象です。部屋の借主となる若者は、高校生・専門学校生・大学生などの学生が対象です。

Q：毎月の家賃はいくらですか？

おおむね25,000円～30,000円というケースが多いです。

Q：契約は年単位ですか？

高齢者と若者が契約期間などを決め、「契約書」を交わします（定期賃貸借）。

契約書のひな形の提供や、内容の確認などは、マッチング事業者がサポートします。家賃を支払わなかった、契約違反などがあった場合は、契約を解除できます。

Q：相性はどうやって分かりますか？

数日間、試験的に同居する「お試し同居」を勧めています。

マッチング事業者が事前に本人の了解を得て、聞き取った内容をそれぞれに伝え、何度か会って話ををしてもらいます。その上で、2日～1週間程度の「お試し

同居」を体験してもらい、お互いに契約するかどうかを決めます。

Q：食事は貸主が作るのですか？

食事の用意は義務ではありません。

Q：市から補助金はありますか？

部屋の貸主には学生1人につき月2万円の家賃補助があります。また、鍵の取り付け・エアコンの設置・間仕切りの設置など同居のために住宅を改修する場合は、助成制度（補助率50%・上限100万円）があります。

ソリデール

Q & A

次の面で実例を紹介しています！

コロナワクチン情報は8面に掲載

